

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（保険料率等） 第12条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u> （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,120円</u> （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,360円</u> （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u> （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>77,760円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下</u>同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの （7） 次のいずれかに該当する者 <u>84,240円</u> ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	（保険料率等） 第12条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,880円</u> （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,840円</u> （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,830円</u> （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,780円</u> （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,760円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>71,710円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（<u>以下この項において</u>「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。<u>以下この項において</u>同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの （7） 次のいずれかに該当する者 <u>77,680円</u> ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

いもの

(8) 次のいずれかに該当する者 97,200円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(9) 次のいずれかに該当する者 110,160円

(10) 次のいずれかに該当する者 116,640円

(11) 前各号のいずれにも該当しない者

123,120円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,440円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,440円」とあるのは、「25,920円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,440円」とあるのは、「42,120円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第18条

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、市長が定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、市長が定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計

いもの

(8) 次のいずれかに該当する者 89,640円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(9) 次のいずれかに該当する者 101,590円

(10) 次のいずれかに該当する者 107,560円

(11) 前各号のいずれにも該当しない者

113,540円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,920円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,920円」とあるのは、「23,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「17,920円」とあるのは、「38,840円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第18条

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条の規定は、令和3年度分以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。